

平成28年9月12日(月曜日)

(会議第2日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	松田春喜
町参事		総務課長	森田貞男
情報防災課長	松本敏郎	税務課長	川村一秋
住民課長	藤本浩之	健康福祉課長	宮川茂俊
農業振興課長	宮地丈夫	まちづくり課長	金子伸
産業推進室長	門田政史	地域住民課長	矢野雅彦
海洋森林課長	尾崎憲二	建設課長	今西文明
会計管理者	小橋智恵美	教育長	坂本勝
教育次長	畦地和也		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 2 号

平成28年9月12日 9時00分 開議

日程第1 議案第25号から第44号まで及び議案第46号から第54号まで

(質疑・委員会付託)

議 事 の 経 過

平成 28 年 9 月 12 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（矢野昭三君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

これより、日程に従い会議を進めますので、よろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

報告第 16 号が教育委員会から提出されました。

議席に配付していますので、ご確認願ひます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 1、議案第 25 号、平成 27 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第 44 号、平成 28 年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についてまで、および議案第 46 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（伊与喜分団、伊田分団）の物品売買契約の締結についてから、議案第 54 号、高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてまでを一括議題とします。

これから質疑を行います。

初めに、議案第 25 号、平成 27 年度黒潮町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑は分割して行いますが、決算書に添付しております業務執行報告書について質疑のある方は、この分割質疑の中で併せて質疑を行ってください。

初めに、歳入のうち、1 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、2 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、3 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、6 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、7 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、8 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、9 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、11 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、12 款の質疑はありませんか。

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

おはようございます。

12 款のですか、25 ページ、上から 3 行目、保育料の未収金だと思うんですが 403 万 7,080 円となっております。

この部分の解決方法としては、前にも言いましたように児童手当等で解決していけるはずとっておりますが、いまだにやはりこれぐらい残っていつておるとするのはどういう理由はなんでしょうか。

その中で、この収入未済額の内訳といいますか、何年間この滞納しておるのが何件で幾らというの、件数も含めて少し教えていただきたいと思います。

議長 (矢野昭三君)

教育次長。

教育次長 (畦地和也君)

それではご質問にお答えをしたいと思います。

まず、児童手当等からの引き落とし分ですけれども、できる部分については実施を致しております。内訳については少し、お答えようしませんけれども、それにつきましては実施をしているということでご理解をいただきたいと思います。

それから、この滞納繰越分の部分についてですけれども。少しご説明致しますと、平成 27 年度から、子ども・子育てにつきましては新制度になりましたので、26 年度まではこの負担金で徴収をしておりましたけれども、27 年度からは、次の 13 款にあります使用料、こちらの方になります。

従いまして、負担分につきましては 26 年度分までになりまして、来年度以降もですけれども、額は減ることはありませんけれどもまあ減らないということになっております。

それから、この 403 万 7,080 円の内訳でございますが。少し年度を順次説明を致しますと、平成 14 年度分が 9 万 5,600 円、平成 15 年度分が 8 万 4,000 円、平成 16 年度分が 3 万 5,000 円、平成 17 年度分が 15 万 8,000 円、平成 18 年度分が 39 万 7,500 円、平成 19 年度分が 37 万 9,400 円、平成 20 年度分が 33 万 1,350 円、21 年

度分が10万5,300円、22年度分が72万4,900円、23年度分が77万円、24年度分が26万750円、25年度分が35万1,200円、26年度分が34万4,080円、計403万7,080円となっております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

すいません、件数もお願いします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

すいません。

それでは、年度ごとにまず人数を申し上げまして、延べ人数と実人数をお答えしたいと思います。

平成14年が2人、15年が1人、16年が1人、17年が2人、18年が4人、19年が2人、20年が5人、21年が3人、22年が4人、23年が5人、24年が6人、25年が6人、26年が5人。延べ46人でありますけれども、実数は31名ということになってございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、13款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、14款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、15款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、16款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、17款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、18款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、19款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

歳入全般なんですが、不納欠損額が 72 万 3,818 円出ております。

前回のときも確か言ったと思うんですが、決算書を提出していただくときにですね、不納欠損処理の経過、内容についての調書いいますか、それ多分作っておると思うんですが。

例年要請しておりますけども今回も出てないんじゃないかと思しますので、この付近の内訳についてどのように対応されているのか。

お伺いします。

議長 (矢野昭三君)

税務課長。

税務課長 (川村一秋君)

おはようございます。藤本議員の質問にお答え致します。

町債についてと、内訳をご説明致します。

町債の方の固定資産税の 24 万 6,518 円の内訳ですが、所在不明が 7 名、それから死亡が 2 人、その他 3 人、合計 12 人でございます。

それから、軽自動車税の不納欠損の 3 万 2,400 円の内訳が、所在不明の 4 人、それから死亡が 2 人、合計の 6 人でございます。

それから、3 税合わせて 27 万 8,918 円の内訳が、所在不明が 11 人、それから死亡が 4 人、それからその他が 3 人、合計が 18 人でございます。

この調書はですね、質疑終わって委員会までにお配りするように致します。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

ほかはないですか。

使用料はどうなった。

(議場から何事か発言あり)

副町長、これ使用料、答弁なかったよ。

副町長。

副町長 (松田春喜君)

お答えを致します。

住宅使用料につきましては滞納がありまして、死亡なさった方が財産放棄をした部分に 3 件ほどございましたので、その点もちょっと整理をしまして、委員会にお配りできるように整理をしたいというふうに思います。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

税務課長。

税務課長（川村一秋君）

すいません、失礼しました。ちょっと答弁抜かりがありました。

滞納手数料の合計が5,500円は、先ほどの内訳に伴うもので、合計で18人でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

宮地君。

9番（宮地葉子君）

77ページです。業務執行報告書はなかなか分からなかったものですから質問するんですが、14節使用料及び賃借料のところでね、放送受信料と土地と機械類。これ一体なのかどうかちょっと分かりませんが、どういう所に払ったのか教えていただきたいと思います。

それからもう1点、95ページですが、95ページの工事請負費の真ん中辺りにありますが、地域特産品処理加工施設外構整備工事がありますね。522万5,000円。これはどういうものだったのか。そして繰越明許になってますけど、その理由も教えていただきたい。

その下の備品購入費もありますけど、おなじですね。660万3,000円。

それらについて、ちょっとお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

おはようございます。

そしたら、宮地議員の質問にお答えを致します。

まず、上の放送受信料でございますけど、これはNHKに対しての受信料でございます。

それから下の機械類については、各種コピー機等ですね、リース料等になっております。町全体ですね。

土地につきましては、町の施設で民間の土地を借っている土地がございます。例えば保育所の一部とか、そういうものがこの中へ向いて入ってきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

委員会付託しておる分は、質疑の方はですね。

（宮地議員から「総務やけど内容は産建ですね」との発言あり）

暫時休憩します。

休 憩 9時 16分

再 開 9時 16分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ございませんか。

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

73 ページ、上から 4 つ目の行ですが、需用費の中で流用されておりますが、特に今回、流用が非常に多いと思います。その理由もお伺いしたいし。

通常は、流用はやむを得ないときに、法で定められた範囲で課長が町長にお伺いを立てて、それで流用をしていくというのが通常ですけども、まあできるだけ予算主義ですので予算で整理をして、これぐらい臨時議会をやってますので。それでもどうしても間に合わんというのであれば、こういう流用もやむを得ないと思いますが、非常に多いことをまず指摘をさせていただきます。

それと、今言った需用費のところで、一番前から問題にしておりますし、何遍も委員会等でも指摘もしましたし、この場でも確か指摘したことがあると思います。というのはどういうことかといいますと、必要だから流用するわけでした。例えばこれであれば、2 の 1 の 1 の 12 から流用してですね、30 万流用してここの予算に持ってきておる。ところがですよ、すぐ下に、要らないというかほかで要ることになって 14 節と 18 節へ、それぞれ 1 万 6,000 円、53 万 8,000 円も流用してですね、なおかつ、81 万 5,800 円も残っておると。予算のその管理をどんなにしておるか、少し疑問に思うところです。

ここはですね、やはり予算の。従前であれば、予算の伝票の一番最後に付けておった赤紙によってですね、予算をどれぐらい組んでおるか、流用したのはどれか、幾ら流用しておるのか、流用ではめてきたのは幾らか、という金額を書く伝票方式でありましたけども、最近は機械化されてですね、まあ簡単にいけるとは思うんですけども。この流用についていろいろ問題が出てきておりますので、その付近をお伺いしたいと思います。

ちょっと関連しますので、ほかの節にちょっと、一緒に話してもよろしいですか、議長。これに関連しますので。

議長（矢野昭三君）

まあ、じゃあ、直接関連するということで。はい。

3 番（藤本岩義君）

これは産業建設の方でやって、もんでもろうた方がいいと思うんですが、143 ページをご覧ください。

その真ん中ごろに需用費がありますが、食料費いうて書いた後に 04-02-02-13 節へ流用と書いておりますが、これは地方自治法 220 条の 2 でしたかね、これに反するんじゃないかなと。

流用というのはですね、地方自治法で定められておまして、ご承知のとおり。款のまたがってはいけない。で、項もこれに準じてやるということになると思います。しかし、これ、項を超えております。項を超えるについてはですね、当初予算にも載っておると思うんですが、予算の一番最初のページの第 6 条あたりで給与とか共済とか、そういう部分については予算書で定めた分についてのみ、項をまたがって流用ができるということになっておると思います。

これは、このまま単純に考えれば地方自治法違反となりますが、議会の承認をするに当たってですね、この法に反した部分が議会としてこの決算を承認できるかどうかは私は疑問に思いますし、まあ各位、これは総務というか産建になりますので、産建でもんでもろうたらええと思うんですけども。

もう 1 点はですね、同じような間違いを、215 ページ。215 ページのですね、上から 6 行の所の、また同じく需用費です。ここでも、10-03-02-11 節から流用と。これも地方自治法 220 条に反すると思います。項をまたがってますので。

なおかつ、こここのとこで問題なのはですね、5,000 円そこから足りないということで持ってきておって、ま

た5,000円を同項の12節に流用してですね、また14節へも6,000円流用しておる。なおかつ、余ったのがですね、76万3,000円も余っていると。これはですね、予算の執行を管理する上で非常に残念なことだと思うんですが。

この付近は、最近、先ほども言いましたシステム化をしておる関係から財務の係がふたを開けんと、多分コンピューターで弾き出される部分ではないかなと思うんですけども。これが弾き出されらった分、機械で他の項にまたがるときには多分、コンピューターでやっておっても受け付けない処理というのはできておると思っております。もしできておらないとすればですね、これを提供しておる行政ですかね、そのシステムの中に問題があると。なおかつ、これを申請をした教育委員会とか住民課とか、その付近に問題があるのか。この付近はちょっと分かりませんが、こういう地方自治法に反した行為がこの流用に見受けられます。

元へ戻りますが、やはりこれはですね、流用が多いということはこういう間違いも起こします。非常に予算の執行がどうも、今年も多分、分からんですけども流用が多いんじゃないかと思っております。ややもすると、そういう簡易な方法に陥りやすいと思うんですけども。

予算はですね、臨時議会も今回も何回もあつてますので、そのときに議会の議決得ればひとつも問題もないし。

もう一つは、どうしても足らんいうときには予備費というのがあると思うんです。予備費からやれば項をまたがっても構いませんので、そういう処理をすべきかと思っております。

全体的にちょっとおかしいですので、お伺いします。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

これまでもご同様のご指摘がございまして、流用の、から、と、へですね。やっておるにまたもろうちょう、というような場合につきましてもご説明をしてきたがですけども。

一応、支所、本所とかですね、総務係につきましても、本所で課目を実際のところは分けて予算を持ってございます。本所の総務係と、そして支所の総務係、一応分けてですね、それぞれが持つておるという状況でございます。

そして、保育所、そして先ほどありました学校につきましても、各学校はそれぞれ予算を持つていう状況でございまして。年度当初に学校の一部が、足らなくなったので流用を行ったと。そしてまた、別の学校が年度終わりに、同じ需用費の中でまたほかから頂いたとかということがございますので、そこがここで合算をされまして、決算書には記載をされるというような動きでございます。

実際のところは、学校全部が調整をしたらいんですけども、なかなか学校も年度当初にその学校のこの分は押さえている予算ですので、なかなかほかの学校にやりにくいとか、そういう状況もございます。

そして総務係にしてもですね、一応予算上決めた本所の総務の需用費、そして支所の需用費等がございまして、なかなか年度当初に配分をするということが難しいこともございますので、そういう流用で初めにしておいて、後からまた流用で頂いたというような事態が発生しますので、この点につきましてはご理解をいただきたいと。

それともう一つ、明許繰越等で行った流用につきましてもここに合算をされますので、こういう事態が起きてきますので何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

そしてもう一つ、項間の流用でございます。これについては、おわびをせないかんというふうに思っており

います。

実際のところ、項の流用につきましては議員の申されるとおりですね、人件費等が款の流用を認めているだけで、項間の流用については認められておりません。

実際、この2件につきまして精査を致しました。実際には知っておりながら、もうついうっかりというようなことの伝票処理でございます。

そして決済する者もですね、係長以上、課長、そして自分、副町長まで。そして出納室を通るといような決済の中で行われてきたことですので、おわびをするとしかございません。

そして、決算上、この処理が訂正ということにはなりませんので、実際の予備費等で流用をしたとすればですね、予算がこの決算で変更になるというふうに思われます。実際の執行状況につきましては変更はないということで、何とぞご理解をいただきたいというふうに思います。

そして、その対策でございますけども、チェックが抜けておったということですので、チェック機能はもちろんのこと、藤本議員からもありましたシステムのチェックがかからないかというところでございます。流用全部がチェック機能にはなりませんけども、この項間の流用につきましてはシステム改修等を行いまして、そこをシステムの方に相談をしまして、チェックがかかるように致したいというふうに思っております。

そしてもう一つ、最近、震災の数も増えてございます。1年から5年目までの職員を対象にしました研修も当初から予定をしておりましたので、そういう財務的な伝票の書き方等も研修を行いまして今後気を付けていきたいというふうに思いますので、この決算の認定については何とぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

まあおっしゃるとおり、各課にまたがった場合には確かに大変で。だから合併のときは結構あったんですけども、それはやむを得ないだろうと。まあ、そういう各課の同じようなことをやって、それぞれが今まで単独で予算を持っておったのだから、まあ仕方がない部分もあるだろうということで来ましたが、もう10年以上たちました。そしたら、何かの方策というのは考えるべきではないかな。

一つの方法としてはですね、システム上やる方法もあるろうし、まだ研究すればあるろうと思うし。

それから流用台帳を作ればですね、すぐに分かるはずなんですよ。例えば、財務係を必ず通っていく。財務係の決済を得ていくと思います。伝票上は。だから、財務係の所でチェック機能をするように流用台帳を作っておれば、これはおかしいということが、専門ですので分かります。

これがその前は、ペーパーベースのときにはあんまりなかったんですよ。それはなぜかというと、人がやっぱりそれを確認しておったからなかったと思います。その付近がですね、機械に頼ってあまりやりゆうとそういう問題を起こしますので、これは早急に、今年度も多分そういう流用があるとすれば早急にやってもらいたいし、その付近についてどう思われるかということ。

それからもう1点は、先ほど言いよった、その学校と学校間の予算が同じ節の中にあるから流用を必要に応じてやむなしと言いますが、これは逆にですね、配当替えというのができると思います。

例えば、ほかの学校に、Aという学校に10万やっておったと。ほんで、そこは今度配当替えて2万円して、Bという学校に2万を足す。というのは、まあ流用に似たようなことですけど、節内の部分については配当替えていけるとは思います。

そういう対策をすべきではないかと思っておりますが、どうですか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

確かにですね、配当替えというのが一番の手段であろうかと思えます。

学校間で調整がついた事例については、その配当替えについての処理を行ってございます。年度当初とか、まだ予算が確定が終わってない初期段階において、一応確保している予算をなかなかほかの学校にやりづらいついというのも実際ございます。そういうこともありまして、この配当替えができない場合もありますので、先ほどの事例というふうになってございます。

そしてもう一つ、流用が多いというふうな事例でございます。これにつきましても、今年もサメのことがですね、緊急な事態につきましても、こういう予備費等の流用が最近多いというような事例かとはいうふうに思っています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3番（藤本岩義君）

サメの事件とかね、そういう緊急なときにはこれは流用はもう絶対、町長権限で当然ずっとやらんと対応できない。緊急の場合にはやむを得んと思うんですけども。非常にそれ以外に、もう既に相当やられゆうんじやないかと思えますが。

予算をやるには先ほども言いましたように、補正予算ややこしいですけど、財政の担当ややこしいかも分かんけど、できるだけ、回答として欲しかったのは予算で、予算主義ですので予算で変更していくということ。職員にもですね、やはりその付近の研修が、スキルの伝承あたりができてないかなと思っております。

それから、予算の見積もりですので、見積もりは違うときもありますが、できるだけ予算を組むときの精査をしてですね、必要な分をやはり組んでいただく。どうしても必要だから流用するわけでした。その付近はですね、いつもそういう状態が起きるといのはおかしいと思っておりますので対策をお願いしたいし。

この件については、もうここでそんなに言っても問題があるかと思っておりますので、各委員会で十分精査していただけたらと思えます。

以上であります。

議長（矢野昭三君）

答弁。

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

一応執行上、予算を組むということが一番初めであろうかともいうふうに思えます。そして、緊急性などで配当替え、そして流用、そして予備費というふうな順序だというふうに感じております。

その予算の提案も含めて、今後なるべく流用がないような状況をつくっていきたいというふうに思えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

総務だから自分のところじゃないみたいだけど、項目によって受け持ちが違いますので。

95 ページの所、先ほど宮地議員が質問しておりましたけど、95 ページの工事請負と備品購入の件ですが、これはどこに設けるものか。

そして、繰り越しになっておりますので去年度の事業が今年になってくるとは思いますけど、その内訳を、工事の内容と備品購入ということですね、備品はどのようなものを購入する予定やったかということをお願いを致します。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それではまず、工事請負費の内訳でございますけれども。

黒潮町地域特産品処理加工施設、これの外構整備工事に 375 万 5,160 円となっております。そうしまして、同じく、同加工施設の休憩施設の設置工事、これに 100 万 1,700 円でございます。

それとですね、同じく、同施設の休憩施設を設置するときの電気設備工事に 42 万円、同じく、同施設の電気工事に 4 万 8,384 円、合計で 522 万 5,244 円となっております。

続きまして、備品購入費でございますけれども。

これも黒潮町地域特産品処理加工施設製造環境改善備品購入ということでございまして、商品名で申し上げますと、簡易型封かん機 1 台、半自動梱包（こんぼう）機 1 台、ターンテーブル 1 台、ハンディ型インクジェットプリンター 1 台、ジェットエア一式除水機 1 台、殺菌装置用ステンレスバスケット 2 台となっております。その契約金額が 639 万 5,760 円でございます。

そうしましてもう 1 件、同じく、同施設の休憩室備品購入でございます。ソファベッド 1 台、スライド伸縮テーブル 1 台、保管庫 1 台。この契約金額が 24 万 7,698 円。

合計で 664 万 3,458 円となっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3 款の質疑はありますか。

森君。

10 番（森 治史君）

123 ページをお願い致します。

老人福祉総務費の中で 7 節の賃金ですが、臨時職員雇用賃金で老人憩いの家の用務となっております。普通これのあれが、普通のところは鞭とかも、それから早咲もありますけど、ここはすべて部落が管理をされてると思います。錦野の場合は、老人憩いの家はあくまでもこれ名前だけで、集会所として使用しておりますが。

これを見たんですけどよう見つけざったもので、どこに当たるのか。どこの老人の憩いの家の管理の費用なのかの説明を求めます。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは、森議員のご質問にお答え致します。

この老人憩いの家の用務というものにつきましては、佐賀町民館の前にあります佐賀老人憩いの家の管理に係る臨時職員さんの賃金でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

ほかとは違って、ここは町が管理しようということですか。施設を。

ほかの所はすべて地域で管理して。まあ、補修とかもろもろのものはやはり行政にお願いして、行政から補助金もらって直していったとは思いますが。すべてこのものについては部落、まあ、その地域の部落に委託しちょうがじゃなくって、すべて管理を行政がやってるという解釈でよろしいのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

再質問にお答え致します。

そのとおり、行政の方で管理を行っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、6 款の質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

6 款は、153 ページと 155 ページの方をお聞き致します。

153 ページ、委託料、地域の物流等支援事業化委託料ですが、これはどういう団体に委託をされておるのか。大体、庭先集荷だと思えますけど。

それともう 1 点の、次のページの 155 ページの方の上の方で、中ほどの所へ集落営農拠点ビジネス支援事業費補助金 1,698 万 2,000 円が挙がっております。それで、これの拠点として町が支援した事業所の件数等を、それと場所。指定した場所を教えてくださいたいと思います。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

質問にお答え致します。

まず初めに、委託料の関係でございます。

この委託先は、有限会社ビオスでございます。

それと、155 ページの集落営農拠点ビジネスの件数でございますが、小川アグリ集落営農に 2 件、それから荷稲米・米クラブに 1 件、それから福堂集落営農に 1 件ということになっております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

すいません、さっきの委託料の方です。153 ページに戻ります。

NPO のビオスの方に 644 万 8,660 円ということで委託をされちようがですかね。

（議場から「有限会社」との発言あり）

有限会社かね、ごめん。ビオスは NPO じゃなかった、有限会社でしたけど。そこの方に、そこ一定にして指定をして庭先集荷。ほんで、今現在やりようことは分かっておりますけど、その出される方々ですよ。庭先集荷を求める方々の件数は維持されておるのか。

当初からずうっと、それからやっぱり高齢になってきてからこう、ジリ貧いうたら言葉は悪いですけど、こう下がってきているものか。いろいろあろうと思いますが。そのへん把握されておりましたら教えていただきたいのと。

先ほどの団体名ですけど、ちょっと早かったんで私の方が確認よう取りませんでしたので、再度。小川が 2 とか、荷稲の方が 1 とか、もう一つ、次のところがどこか、もう 1 件が分からなかったもので。

再度お願い致します。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

まず、委託料の関係でございます。平成 24 年度からの集荷実績、利用者の数でございますが、まず平成 24 年度の利用者が 70 名、出荷額が 1,107 万 8,000 円。それから平成 25 年度が、利用者の数が 62 名、出荷額が 1,139 万 7,000 円。それから、平成 26 年度が 55 名で 803 万 7,000 円。それから平成 27 年度が、利用者 47 名で出荷額が 698 万円となっております。

それと集落営農の関係でございますが、最後の 1 点が福堂集落営農組合でございます。福堂です。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

再度、153 ページの方に戻らせていただきます。

せっかくそのいいことをされてるけど、後の、まあ高齢で耕作できなくなったとか、いろいろ問題点はあろうと思います。そうすると、出荷量と委託料とがほとんど近々になって、とんとんになってきてるところがあります。その委託の出荷される農家の方をどのように増やしていくかということがないと、このままでいっていくと。確かに、そのやっていることはいいことです。その出してる方の今47名の方でも698万というお金が手に入ります。それはそれでものすごくいいことだと思います。けど、こちらに入れている委託料にしたら、これの倍ぐらいの数字。約1千万ぐらいの数字が挙がるように持っていかなと、ここでせっかく使ったお金がほんとに生かされてるかという問題があろうかと思います。

そのために農業の振興課の方として、この庭先出荷を求める方々をどのように増やしていくかが問題だと思わんですが、その取り組みはなされておるかどうかを、再度説明を求めます。

議長（矢野昭三君）

農業振興課長。

農業振興課長（宮地丈夫君）

庭先集荷への取り組みでございますが、確かに利用者が減少しております。

それを増やす、また維持する取り組みと致しまして、各地区で説明会等を開催を致しまして、それで増やせないかという取り組みが1点。

それから、個々に集荷をいただいて、実際集荷をしていただいている方々からの口伝えとございますか。で、この方はどうやろうかとかいうことで情報を頂いて、その方へのお願いをしているというような状況でございます。

なかなか高齢でありまして、それが実際に結び付いてないのが現状ではございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

171ページの13節委託料ですけど、この中の浄化槽点検委託料132万1,488円というものが挙がっておりますが。

この浄化槽の件数と場所とを教えてくださいたいんですが。

それと173ページ。これは去年度ので、入野海水浴場の潮流の調査をして、これが226万8,000円が掛かっております。で、今年はちょっと不幸なことがありまして、サメ騒動があつてこのお金が生かされておらんけど。

この調査に基づいて来年度も、今年はまだ調査せずに来年度もこの調査を活用して海水浴場を開いていくのかということ。

この2点をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それではご質問にお答えを致します。

まず、浄化槽の点検委託の件でございますけれども、施設はですね、カツオのタタキづくり体験等交流施設、そして佐賀交流拠点施設、それと環境ふれあい交流施設、この3件になっております。

続きまして、入野海水浴場の潮流調査の件でございますけれども、昨年度実施致しましたけれども、今のところ潮流は安定しているようでございますので、現在のところ、その後の調査は計画はしておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、11 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、12 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、13 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、決算書 499 ページからの、平成 27 年度財産に関する調書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

その他、参考調書についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 25 号の質疑を終わります。

次に、議案第 26 号、平成 27 年度黒潮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 26 号の質疑を終わります。

次に、議案第 27 号、平成 27 年度黒潮町宮川奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

宮川奨学資金ですね、収入未済額が昨年度より、一昨年になりますけど、32 万 6,000 円増えてるといふ、これが出ております。

昨今ですね、貧困の格差が広がって、教育の機会均等というのがほんと保たれにくくなってる中では、宮川奨学資金というのは大変大事な制度じゃないかなと思ってますが、これがどのような傾向で、この未済額が増えているのか。

例えば、深刻な状況であったら返済期間を延長するとか、そういうことも議会でも考えていかなきゃならないなと思うんですが。

その内容についてお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

ご質問にお答えを致します。

決算書の 273 ページに収入未済額、それぞれ現年分、滞納繰越分、記載をしております。

滞納者の状況等は種々さまざまありまして、なかなか、学校を卒業してもすぐに就職ができていないとか、それから就職しても十分なやはりお給料がもらえるような所にお勤めできていないとか、それぞれの個別の事情はさまざまであろうかと思えますけれども、そういうふうに返済の意思を持っていただいている方々につきましては比較のお話しも進めやすいのですけれども、やはりもう古いものに関してはですね、なかなかご本人さんに連絡が取りづらい。とか、ご家族にもまあアプローチもするわけですがけれども、なかなか返済の意思が持っていないという方もございまして、滞納繰越分については少し苦慮をしている部分もあります。

で、現年分につきましては今言いましたような事情で、返済に当たって十分な資力が確保できてないという場合が多いように思われます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 27 号の質疑を終わります。

次に、議案第 28 号、平成 27 年度黒潮町給与等集中処理特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 28 号の質疑を終わります。

次に、議案第 29 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 29 号の質疑を終わります。

次に、議案第 30 号、平成 27 年度黒潮町国民健康保険直診特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 30 号の質疑を終わります。

次に、議案第 31 号、平成 27 年度黒潮町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 31 号の質疑を終わります。

次に、議案第 32 号、平成 27 年度黒潮町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 32 号の質疑を終わります。

次に、議案第 33 号、平成 27 年度黒潮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 33 号の質疑を終わります。

次に、議案第 34 号、平成 27 年度黒潮町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 34 号の質疑を終わります。

次に、議案第 35 号、平成 27 年度黒潮町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 35 号の質疑を終わります。

次に、議案第 36 号、平成 27 年度黒潮町情報センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑はありませんか。

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

487 ページになりますか、加入金が確か 69 万円ほど増額になっておるのにですね、使用料が減っておるのは何でかなと思います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

藤本議員、加入金が増えてるのに使用料が減ってるというのは、487 ページのどの数字を見られておっしゃっているんですかね。

議長（矢野昭三君）

藤本君。

3 番（藤本岩義君）

すいません、ちょっと分からなくなったので取り下げます。

議長（矢野昭三君）

じゃあ、質疑ほかにございますか。

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

495 ページですが、役務費のところです、通信運搬費、ISP 業務通信運搬費 3,360 万ありますが。

これですね、ISP というのは以前にも聞いてると思うんですけど、どういう業務だったのかなということでお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

ISP というのは、インターネットサービスプロバイダーの略の言葉でございまして、いわゆる上位のプロバイダーとの契約でございまして。

よく議会でも問題になるトランジットの問題とかいうふうに出てきますけれど、ここ来年から契約を変えるというふう言ってきた部分でございまして、繰り返しますが上位プロバイダーの費用でございまして。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

そしたらその下ですね、その他の賃借料、バックアップ回線使用料というのが 105 万 7,000 円ありますけど、これはどういうことですかね。どういうあれですかね。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

バックアップの回線使用料というのは、本来の回線が何らかの事故で使えなくなった場合、最低の通信ができるような形のバックアップの回線を別途契約してる分でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 36 号の質疑を終わります。

次に、議案第 37 号、平成 27 年度黒潮町水道事業特別会計決算の認定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 37 号の質疑を終わります。

次に、議案第 38 号、黒潮町税条例等の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 38 号の質疑を終わります。

次に、議案第 39 号、黒潮町暴力団排除条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

その暴力団というところですけど、どこがどういう基準でその暴力団というふうに規定するのかなど。

それがちょっと不思議だったのでお尋ねします。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

暴力団の定義のご質問だと思いますけれど、これは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に出てくる定義に倣ってます。

議長 (矢野昭三君)

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

大したことじゃないかもしれませんが、その定義をですね、普通の団体がですよ、自分は暴力団だって言ってるところはもちろんないですよ。で、誰が暴力団って決めるのかなど。それを不思議だったので、ちょっとお尋ねしたんです。

分かればですよ。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

暴力団等の定義について条例の中では、暴力団員等というのは、暴力団員以外の者でも暴力団または暴力団員の一定の統制下にあつて、暴力団の威力を背景に暴力的不当行為等を行う恐れがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対して、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持もしくは運営に協力する者というふうにして書いてますけれど。

いわゆる暴力団というのは、指定暴力団というふうな定義になろうかと思います。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第 39 号の質疑を終わります。

次に、議案第 40 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

この条例ですけど、現行の方では施設の使用料が年額 61 万 4,285 円というように入っておりますが、新しいこの条例の方でちょっと探したけど、使用料は協定で定めるということで金額がうたわれておりませんが。

それでは、住民にとってちょっと見づらい。我々にもずっと分かるような方法の方が一定限、高いやつは別個と致しまして、先のように金額がちゃんとうたわれちよう方が私はいいと思うんですけど。なぜここで数字をなされてないか。協定で結ぶということは分かっておりますけど。

ほんで、今現在よりも安くなろうが高くなろうがそこは言いませんけど、金額としてどれぐらいを想定されておるのか。協定結ぶ場合に。

そこをお願い致します。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それではご質問にお答えを致します。

まず、その協定書で定めるといことは、ご説明したように統一を図るためのものではございますけれども、金額につきましては、現在のこの条例に書かれてる金額、これの相当額を想定しております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 40 号の質疑を終わります。

次に、議案第 41 号、黒潮町観光推進事業休憩施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についての質疑はありませんか。

山崎君。

4 番（山崎正男君）

議案第 41 号でございますが、観光推進事業等のその廃止ということでございます。

その廃止後の取り扱いをどのようにするのか。というのは、ここは行政財産であろうかと思っておりますので、今後、普通財産にするのかしないのか。そこらの手続きもあるのか。

そこをお聞きします。

議長（矢野昭三君）

住民課長。

住民課長（藤本浩之君）

それでは山崎議員のご質問にお答え致します。

この観光施設推進事業休憩施設につきましては、これを廃止を致しまして、その後現在、EM の培養の施設として活用させていただいておりますので、行政財産を普通財産に移行致しまして、その後、賃貸契約という形

を持ちましてですね、EM 培養施設の団体の方に貸し付けを行いたいというふうを考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 41 号の質疑を終わります。

次の、議案第 42 号、平成 28 年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して行います。

初めに、第 1 表歳入歳出予算補正について質疑を行います。

初めに、歳入のうち、9 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、10 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、12 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、14 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、15 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、18 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、19 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、20 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳入のうち、21 款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、歳入全部の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を行います。

初めに、歳出のうち、2 款の質疑はありませんか。

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

18 ページ、総務費の 11 目情報化推進費の中の 13 節委託料の中にですね、地方自治法の 96 条の 2 項に該当する分はございませんでしょうか。

というのは、けっこう大きい金額ですので、この中に工事等伴ってその。というのが、機械の設置をしてですね、それでもう終わりというのであればそれに該当する分が出てきますので、前もってお伺いしておきたいな。

特に、ネットワーク強靱化対応策委託というのはどういうものしょう。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、藤本議員のご質問にお答えしたいと思います。

今ご質問にありました、情報化推進費の委託料、ネットワーク強靱化対応委託、非常に大きな金額になっておりますけれど。これは、当初予算のときもご説明した部分のマイナンバー制度に関する委託でございます。

従いまして、委託料、地方自治法の議決の範囲ではありません。

議長 (矢野昭三君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

具体的にその委託をしてですね、やる中身。

例えば、サーバーを構えとか、ソフトを構えて、そこに収めて終わりなんですかね。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、ご質問にお答えしたいと思います。

委託の設計書の内容につきましては、個人番号の利用業務と、それから個人番号の関係事務、インターネットの接続業務に分かれております。

あくまでもその情報が外部に漏れないようなシステムを構築するためのものでございまして、カテゴリーとしては、町内のまずネットワーク、それから外部との接続、そして端末、それから町内ネットワーク、そして外部との接続端末というふうな、それぞれの項目で成り立っておりますけれど。国の、総務省の基準に準じる費用として、このような費用が現在のところ見込まれておりまして、予算化させていただいております。

(議場から何事か発言あり)

システム構築です。

議長 (矢野昭三君)

藤本君。

3 番 (藤本岩義君)

それは、例えば 1 カ月、2 カ月、あるいは今年度内に完結をするものですか。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、マイナンバー制度が完全実施されるタイミングですけれど、来年の7月でございます。従いまして、国の指導としては、それまでには必ずすべての全国の自治体は、このマイナンバー制度の強靱化についてシステムを完了しておく必要がございます。

当町におきましては、年度内にそのシステムを完了する予定です。その予算でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑はございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、8款の質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

22 ページですかね、その15節工事請負費の8,600万。

ここの工事の場所、ちょっと聞き漏らした分があったことと。

何社ぐらいが入札に参加されておったかということと。

それからもう1点は、同じ案で5の都市計画の方で調整池の分ですが、新庁舎関係の調整工事費3,000万が挙がっておりますが。予定されてるがは2号でしょうか、まあ3号でしょうか。まだ造らないかん分があったんですけど、これ3,000万円挙げておりますけど。

きちっと調査してもらわんと、前回のように、工事に入ったは50パーセントとか60パーセントというような、また再追加が来るようでは困ります。これ3,000万ですので一応ここで挙がっておりますけど、議会にはかからない分だと思いますので。そのへんをきちっとやられて計画しておるかということを問うので。

池は2号の調整池ながか、3号池になるがか。今回やるがは、もう1号池じゃないと思いますので。新しい出てますので。で、きちっと調査をやられ、地質調査もやって、結果的にその後大幅な追加が要るようなことにはならないように手だてをしていただかんと住民の方々にもまたいろいろ疑われますので、その方をお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

それではご質問にお答え致します。

工事請負費 8,600 万円の内訳でございますが、道路改良 3 件、そして橋りょう修繕工事 4 橋を予定しております。

入札につきましては、これ補正予算でございますので、今後また予算がつかましたら入札の方向でやっていくような形になります。

それと、都市計画の分の工事請負費、新庁舎関係調整池工事 3,000 万円でございますけれども、森議員質問のとおり、6 月議会におきまして 1 号調整池の変更の工事請負費を提出させていただきました。その変更が約 4,600 万円の変更でございます、当初予算の方からその分、支出の方をさしてもらったような状況でございます。

よって、2 号調整池、3 号調整池の予算の追加分として、補正予算を申請しているものでございます。

どちらかの工事ということでございますけれども、それにつきましては大枠の中で、庁舎、道路とか調整池とか、そういう枠の中でやっていきますので、まだどちらの調整池の方にこの予算を使うかいうところまでは決めておりません。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

森君。

10 番（森 治史君）

今の工事請負費の方は補正ですということやけど、道路が 3 件と、橋りょうでしょうか 4 件ということですよ。

その場所をお聞きしたかったがですけど、数だけは教えていただきました。それでそのことと。

まあ、どこをやるか分からないと。まだ決まってないという調整池であります、やはりきちっと調査するものがしていただかんと、調査費が多少掛かっても後から大きなお金が出るようにならないように、ひとつ取り組みをきちっとしていただきたいということをお伝えしておきます。

それではすいませんけど、3 件、4 件の。道路が 3 件とか橋りょうが 4 件とかいった、その場所をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（金子 伸君）

失礼しました。

道路 3 件におきましては、大方地域、町道土橋線、佐賀地域、町道拳ノ川若山線。もう一つ、町道伊与喜学校線でございます。

橋りょうにつきましては、大方地域の井の岬線、有井川来面線、西谷線、湊川線。

再度申し上げます。

町道井の岬線の辰巳橋、町道西谷線の西谷橋、町道仲分川線の天神橋、町道湊川線の谷川橋でございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、9 款の質疑はありませんか。

中島君。

8 番 (中島一郎君)

先般の補正説明の中で、この消防費 11、消耗品費 540 万ですが。

これは備蓄用缶詰を購入する分だと思うんですが、この缶詰を町内にどういう方法で備蓄として配布するのか。そして、何カ所ぐらいになるのか。

そして、できれば缶詰の個数、買収する個数ですね。大体 2 万個とか 2 万 5,000 個とか、そういう形で構いませんので、ひとつよろしくお願いします。

議長 (矢野昭三君)

町長。

町長 (大西勝也君)

今回補正で挙げさせていただいてる分は、もともと年次計画で購入予定だった分の前倒しですけれども、熊本地震でうちの備蓄を 1 万 8,000 缶、被災地の方へ送らせていただきました。

従いまして、現行の備蓄計画からすると、現状の備蓄量が現行計画に達していないのが現状でございます。そちらについての補正ということになっておりまして、これはこれまでも申し上げてまいりましたが、基本的には国を通じて求償、もしくはそれがなければですね、慣例に従いまして特別交付税で全額措置がされるということでございまして。いったん歳出で組みますが、町に負担のないような形で購入させていただきます。

個数につきましては 1 万 8,000 缶ということです。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございますか。

宮地君。

9 番 (宮地葉子君)

その下の補助交付金、自主防災組織育成支援補助金 200 万ですけど。

この自主防災組織を育成するということはどういうふうなことをなさるのかをお聞きます。

議長 (矢野昭三君)

情報防災課長。

情報防災課長 (松本敏郎君)

では、宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

町内の自主防災会の活動の支援でございますけど、主に資機材の補助です。

もともと年度計画を作っておりまして、その年度計画に基づいて補助をしておる状況でございます。

それに対する、今回 200 万の補助が入って、今回その入った分の補助を、その部分の当初からの予算に追加していったということです。

議長 (矢野昭三君)

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に、歳出のうち、10 款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出全部の質疑を終わります。

これで、第1表の質疑を終わります。

次に、第2表繰越明許費の質疑はありませんか。

山崎君。

4番（山崎正男君）

第2表の繰越明許費ですが、私なんかは頭が固い関係で、繰越明許はもう3月じゃとばかり思っておりますが。

今回、今の時期になぜこういうことになったのか、もう一度説明をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

契約をする時点がですね、12月議会までに契約が予想されますので、そして契約後、工期が4月以降、年度をまたがった契約がされる、まあ工期が長い分ですね。そういうときにはですね、事前に明許繰越の手続きを取って債務負担行為的なことをやっておくということになりますので、契約が早くて工期が長い分ということになります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

質疑ございますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第2表の質疑を終わります。

次に、第3表地方債補正の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、第3表の質疑を終わります。

これで、議案第42号の質疑を終わります。

この際、10時40分まで休憩します。

休 憩 10時 23分

再 開 10時 40分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第43号、平成28年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第43号の質疑を終わります。

次に、議案第44号、平成28年度黒潮町介護保険事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 44 号の質疑を終わります。

次に、議案第 46 号、黒潮町小型動力ポンプ積載車両購入（伊与喜分団、伊田分団）の物品売買契約の締結についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 46 号の質疑を終わります。

次に、議案第 47 号、黒潮町農林業基盤整備用機械施設に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 47 号の質疑を終わります。

次に、議案第 48 号、黒潮町林業総合センターに係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 48 号の質疑を終わります。

次に、議案第 49 号、黒潮町立漁村センター及びホエールウォッチングセンターに係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 49 号の質疑を終わります。

次に、議案第 50 号、黒潮町立漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理者の指定についての質疑はありませんか。

森君。

10 番（森 治史君）

すいません、単純なことかもしれませんが。

この作業保管、町立の漁船漁業用作業保管施設に係る指定管理、これ、どのようなものを保管される倉庫を指定されてるのか。

内容がちょっと分かりかねますもので、お願いを致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それではお答えします。

漁船漁業と書いてありますが、中身はですね、漁具、漁網、これを保管しております。

議長（矢野昭三君）

質疑ございませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第 50 号の質疑を終わります。

次に、議案第 51 号、黒潮町カツオのタタキづくり体験等交流施設に係る指定管理者の指定についての質疑は

ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号、伴太郎・仲分川辺地に係る総合整備計画の変更についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号、馬荷辺地に係る総合整備計画の変更についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号、高知縣市町村総合事務組合理約の変更についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第54号の質疑を終わります。

これで、質疑を終わります。

ただ今、議題となっております、議案第25号から議案第44号まで、および議案第46号から議案第54号までは、お手元にお配りしております委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 10時 44分